

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	担当 健康福祉局 健康安全部 健康安全課 橋村 電 話 6 7 1 - 2 4 4 5
----------	--------------	-----	---

設 計 書

- 1 件 名 令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る看護職人材派遣契約
(10～3月)
- 2 履 行 場 所 横浜市健康福祉局健康安全課
- 3 履 行 期 間 期間 令和4年10月1日 から 令和5年3月31日 まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 別添仕様書及び資料記載のとおり

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 業 務 概 要 仕様書に記載のとおり。

8 部 分 払

す る (6回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 日	人 数 勤 務 時 間 (時 間)	数 量	単 位	単 価	金 額
新型コロナウイルス感染症の療養支援等に関する業務	令和4年10月 ～令和4年12月	3人 (7)	(1,260)	時間		
就業時間外勤務	令和4年10月 ～令和4年12月	3人 (0.5)	(30)	時間		
新型コロナウイルス感染症の療養支援等に関する業務	令和5年1月 ～令和5年3月	2人 (7)	(840)	時間		
就業時間外勤務	令和5年1月 ～令和5年3月	2人 (0.5)	(60)	時間		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

派 遣 料 金	¥ (_____ .-)
内 訳 業 務 価 格	¥ (_____ .-)
消費税及び地方消費税相当額	¥ (_____ .-)

人材派遣契約仕様書

第1 総則

横浜市（以下「派遣先」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「派遣元」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、この仕様書及び添付資料に従い、契約を履行しなければならない。

第2 派遣労働者の就業場所

横浜市役所健康福祉局健康安全課
（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

第3 派遣期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで（土日祝日を除く）

第4 業務について

1 概要

横浜市健康福祉局健康安全課職員の指示の下、以下の業務を行う。

2 実施環境

横浜市役所健康福祉局健康安全課 執務室内の事務スペース

3 業務内容

- ア 新型コロナウイルス感染症の健康観察、症状悪化時等救急対応（入院調整業務等）やその他関連業務
- イ 帰国者・接触者外来及び一般医療機関等との受診調整業務
- ウ 市内医療機関等への感染管理における助言、指導、相談対応
- エ クラスター発生時の原因究明や健康観察、濃厚接触者の特定等の感染拡大防止に係る各種業務
- オ その他新型コロナウイルス感染症に関する業務

4 研修

実務の開始前に、派遣先の担当者により、派遣労働者に対し第5の8(2)に定める研修を実施する。

第5 派遣要件

1 派遣人員

令和4年9月1日～令和4年12月31日：3名

令和5年1月1日～令和5年3月31日：2名

2 派遣労働者の資質

- (1) 看護師免許または准看護師免許をお持ちの方
- (2) WordやExcelを使用した入力等の簡単な事務作業ができる方

(3) 市民や関係機関からの問合せ・相談対応や調整ができる方

3 就業日

派遣期間のうち週5日（土日祝日を除く）

4 就業時間及び休憩時間

9時00分 から 17時00分 まで（うち休憩1時間）

5 時間外労働

原則として勤務スケジュール時間以外の労働は行わない。ただし派遣先は、終了直前の電話相談が長引くなどやむを得ない場合には、就業時間外の労働を命ずることができるものとする。就業時間外の労働を命ずる場合、就業時間等の考え方は一般職員と同様に扱うものとする。

派遣先の指示に基づき時間外労働を行った場合、労働基準法に定める法定労働時間を超える部分について、1時間あたり25%割り増した金額を支払うこととする。ただし、集計した結果、端数を生じた場合は、5分単位で金額の計算を行い、5分未満は切り捨てることとする。

6 派遣労働者の休暇取得

- (1) 派遣労働者が派遣先の指定する派遣期間中に、派遣元の付与する有給休暇を取得する場合には、休暇取得日の前日までに、派遣先の選任する責任者に対して休暇の取得を申し出ること。
- (2) 派遣元及び派遣労働者は、休暇の取得にあたっては、業務の進ちょくに支障を来さないよう留意すること。
- (3) 派遣先は、業務の進ちょくに支障を来すと判断した場合には、派遣元に対して、代替の派遣労働者を求めることができるものとする。

7 安全及び衛生

派遣元は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全教育を実施すること。

8 派遣労働者の研修

- (1) 派遣元は、派遣労働者に対して、労働者としての一般常識について研修を行うものとする。
- (2) 派遣先は、派遣労働者に対して、業務実施に必要な知識等について研修を行う。

9 派遣先責任者及び派遣元責任者の選定

派遣先及び派遣元は、契約締結時に責任者をそれぞれ1名選任するものとする。責任者は、業務全体を統括し、派遣先及び派遣元間の連絡調整を行うものとする。

10 指揮命令者等

- (1) 派遣先は、業務内容により、指揮命令者を選任するものとする。

- (2) 派遣労働者は、業務の遂行にあたって、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (3) 派遣労働者は、業務の遂行にあたって、職員及びその他労働者と連携を密にすること。

11 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先及び派遣元は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を1名選任するものとする。

(2) 苦情処理方法、連携体制等

ア 派遣先及び派遣元における(1)で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、ただちに9で選任された派遣先又は派遣元の責任者へ連絡することとし、当該派遣先又は派遣元の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

12 派遣労働者の福利の増進のための便宜の供与

派遣先は、派遣労働者に対し、給湯室、休憩室等の福利厚生設備の利用について、派遣先の職員と同一に取り扱うこととする。

13 労働・社会保険の適用の促進

派遣元は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣すること。ただし、新規雇用者を派遣する場合は、派遣開始後に加入基準を満たし次第、速やかに加入させること。

第6 個人情報保護

1 個人情報及び機密の取扱い

派遣元及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。

特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏洩、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、派遣元は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。また、このことについて派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

その他、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報の漏洩等の行為には、横浜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

2 データ等の適正な管理

派遣先、派遣元及び派遣労働者は、データ等その他の業務の履行に必要な書類の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏洩、滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

また、派遣元及び派遣労働者は、業務の履行のために派遣先から提供された支給品、貸与品、データ等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持ち出しを行ってはならない。

3 作業場所等入室に関する注意事項

派遣元及び派遣労働者は、作業場所への手荷物等の持込を禁止する。特に、デジタルカメラ、ノートPC、PDA、USBメモリー等の電子機器の持込を禁止する。コート、手荷物等は、派遣先が派遣元及び派遣労働者に提供するロッカー等に保管すること。ただし、指揮命令者の確認を得て、貴重品を作業場所へ持ち込むことは、差し支えない。

第7 その他特記事項

1 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣の禁止

派遣元は、自己の雇用する派遣労働者以外を派遣先に派遣してはならない。

2 派遣労働者の交代

派遣先は、派遣元の派遣労働者が業務の遂行にあたり著しく不適切と認められる場合は、その理由を明示して、当該派遣労働者の交代を派遣元に要請することができるものとする。

3 館内規則の遵守

館内の使用にあたっては館内規則に従うこと。

4 名札の着用

派遣労働者は、就業時間中、派遣先が提供する名札を着用すること。

5 許可書の明示

派遣元は、派遣先に対して契約締結時に「一般労働者派遣事業」の許可書、または「特定労働者派遣事業」の届出書を明示すること。

6 その他

この仕様書に定めない事項については、労働者派遣法及び横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、派遣先及び派遣元は信義誠実の原則に従い協議して定める。